

教育研究奨励寄附金規程

平成 7. 1. 10（平成 6. 12. 15）制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学外の機関、法人、団体又は個人から、学校法人新潟工科大学（以下「本学」という。）に対し、教育研究の奨励を目的として研究者を指定して行われる教育研究奨励寄附金（以下「奨励寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、寄附者が指定した本学の専任教員をいう。
- (2) 「経常経費」とは、指定された研究者が教育研究の用に供する本学の施設、設備の維持・管理に必要な経費をいう。
- (3) 「直接経費」とは、指定された研究者が教育研究を行うため、特に必要とする設備費、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水費等の直接的な経費をいう。

（受入れの基準）

第 3 条 奨励寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

（寄附の申込み）

第 4 条 奨励寄附金の申込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）は、教育研究奨励寄附金申込書（別記様式 1）を理事長に提出しなければならない。

（受入れの決定）

第 5 条 奨励寄附金の受入れは、学長が決定し、理事長に報告する。

（決定の通知）

第 6 条 理事長は、前条による決定の結果を書面により寄附者に通知する。

（領収書等の発行）

第 7 条 奨励寄附金の納入があったときは、理事長は、本学所定の領収書及び必要がある場合は、特定公益増進法人であることの所轄庁の証明書の写しを寄附者に交付する。

（寄附金の使途）

第 8 条 奨励寄附金は、研究者の行う教育研究に直接必要な経費に使用されなければならない。ただし、奨励寄附金のうち 10 パーセントに相当する額は、経常経費に充当するものと

する。

(設備・備品等の取扱い)

第9条 直接経費により、教育研究の必要上、新たに取得した設備・備品等は、本学の所有に属する。

(会計処理)

第10条 奨励寄附金の会計処理は、経常経費については、総務課で一括処理し、直接経費については、研究費規程の定めるところによる。

(完了の報告)

第11条 研究者は、奨励寄附金による教育研究が完了したときは、経費の使途内容を添えて学長に完了の報告をしなければならない。

2 前項の経費の使途内容は、奨励寄附金執行簿の写しをもって代えることができる。

(事務)

第12条 この規程に基づく事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨励寄附金による教育研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、常務会が行うものとする。

附 則

この規程は、学校法人新潟工科大学について、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

附 則（平成18年3月22日一部改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、改正前の規程により受け入れた奨励寄附金であっても、施行日において直接経費の残高のあるものには適用する。

附 則（平成20年3月27日一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日一部改正）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成 20 年度以前に受け入れた奨励寄附金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 24 日一部改正）

この規程は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

別記様式 1（第 4 条関係）

		NO _____	
教育研究奨励寄附金申込書			
		年 月 日	
学校法人 新潟工科大学			
理事長	殿		
		住 所	
		機関名	
		役 職	
		氏 名	印
新潟工科大学における教育研究奨励寄附金規程に基づき、下記のとおり寄附いたします。			
記			
1 寄 附 金 額 金			円也
2 研究担当者	教員名 _____	職名 _____	
	所 属 _____	学部・研究科 _____	学科・専攻 _____
3 寄附金の使途	研究担当者の行う教育研究 (教育研究題目を指定する場合は、以下に記入してください。)		